

公 告

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

(3) 内容

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務にかかるプロポーザル実施要領のとおり

(4) 提案上限額

4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む）

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 福井県財務規則（昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号）第 1 4 6 条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。
ただし、企画提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 福井県内に営業所を有し、県の求めに応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

3 応募資格の認定の申請手続き等

(1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、応募資格の認定を受けなければならない

① 提出書類および部数

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務にかかるプロポーザル実施要領による

② 提出方法

持参、郵送（配達証明）、宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）または電子メールによること

※電子メールによる場合は、1メールのデータ容量は本文と添付ファイル合わせて10MB未満とし、10MBを超える場合は、分割して送信すること。また電話にて到着の確認を行うことによること。

③ 受付期間

令和7年9月1日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない

④ 提出場所および申請にかかる質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課（県庁5階）担当：松村、乾

TEL 0776-20-0572

FAX 0776-20-0661

e-mail bunka@pref.fukui.lg.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする

ア 交付期間

令和7年8月22日（金）9時から9月1日（月）17時まで

ただし、9時から17時の間に限る

イ 交付場所

3（1）④に同じ

なお、福井県文化課ホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>）からもダウンロードすることができる

(2) 応募資格の認定の時期

応募資格の認定は令和7年9月2日（火）に行う

(3) 応募資格の認定の結果の通知

書面により申請者に通知する

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和7年9月1日（月）17時までに質問票（様式1）を電子メールにより提出すること（提出先 bunka@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより一斉に行う

5 企画提案書の提出手続

（1）提出書類および提出部数

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務にかかるプロポーザル実施要領による

（2）提出方法

持参、郵送（配達証明）、宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）または電子メールによること

※電子メールによる場合は、1メールのデータ容量は本文と添付ファイル合わせて10MB未満とし、10MBを超える場合は、分割して送信すること。また電話にて到着の確認を行うことによること。

（3）提出期限

令和7年9月16日（火）17時まで（必着）

なお、提出後おける企画提案書の追加および変更は認めない

（4）提出場所

3（1）④に同じ

（5）提出資料の様式等

3（1）⑤に同じ

6 審査委員会および契約先候補者の選考等

（1）書面審査の実施

契約先の選定は、審査委員会において書面審査を実施し、契約先候補者を選定する

（2）審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず書面審査を実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない

（3）企画提案書の選定に際し審査する事項

審査委員会において「事業の計画性および遂行能力」「企画力」「運営体制」などを基準に審査を行う

（4）選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

① 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない

② 県は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する

7 その他

（1）必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は受け付けない

（2）提出された企画提案書は返却しない

- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による